

ひとり親家庭への支援を紹介します。

お子さんの学びを支援します。

制度	内容	問合せ先
ひとり親家庭児童の学習支援	ひとり親家庭の小・中学生の子どもを対象に、学生ボランティア等による学習会を開催します。	お住まいの市町 (P15)
母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭が自立し、子どもが健やかに育つために、修学資金などの貸付を行います。	お住まいの市町 (P15) 県健康福祉センター (P15)
交通災害等遺児就学支度金	交通事故等により保護者を失った遺児が、小学校、中学校、高校に入学する場合、就学のための支度金を支給します。※所得制限があります 支給額：小学校就学児 40,000円 中学校就学児 45,000円 高校就学児 60,000円	県子ども家庭課 0776-20-0341



ひとり親家庭の就業や生活を応援しています。

就業・養育に関する相談や法律相談などを行っています。また、生活費や子どもの学費などの貸し付けも行っています。

就業等相談	母子家庭等就業・自立支援センター 福井市にお住まいの方 (☎0776-20-5140 平日8:30~17:15)	各種相談	市にお住まいの方： 市役所 (P15)	
	福井市以外の市町にお住まいの方 (☎0776-21-0733 平日9:00~16:00)		町にお住まいの方： 県健康福祉センター (P15)	

・就業支援

制度	内容	問合せ先
母子家庭等就業・自立支援サポート	福井県母子家庭等就業・自立支援センターでは、就業相談や就業支援講習会（パソコン講習、介護職員初任者研修、介護福祉士受験講習）を行っています。	福井市にお住まいの方(☎0776-20-5140) 福井市以外の市町にお住まいの方(☎0776-21-0733)
母子家庭等教育訓練給付金	ひとり親家庭の父母が雇用保険制度（教育訓練給付）の指定教育訓練等を受講した場合、経費の60%（限度額あり）が支給されます。	お住まいの市町 (P15) 県健康福祉センター (P15)
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関に通う場合、給付金が支給されます。	お住まいの市町 (P15) 県健康福祉センター (P15)
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の父母・子どもが高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講する場合、費用の一部を支給します。	お住まいの市町 (P15) 県健康福祉センター (P15)
ひとり親家庭職業訓練資金貸付金	ひとり親家庭の父母が高等職業訓練促進給付金を活用し養成機関に在学する場合、入学準備金および就職準備金の貸付を受けることができます。（償還免除規定あり）	福井県社会福祉協議会 (P15)

・生活支援

制度	内容	問合せ先
母子家庭等日常生活支援	ひとり親家庭および寡婦が、一時的な傷病や技能取得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより家事などを手伝ってほしい場合、家庭生活支援員が家に来てくれて家事などを助けてくれます。	お住まいの市町 (P15) (※)

(※)市町によって実施状況が異なります。詳しくはお住まいの市町にお問い合わせください。

・経済的支援

制度	内容	問合せ先
児童扶養手当	原則18歳年度末までの子どもを育てているひとり親家庭の方に、児童扶養手当が支給されます。※所得制限があります	お住まいの市町 (P15) 県子ども家庭課 0776-20-0343
ひとり親家庭医療費助成	原則、20歳未満の子どもがいるひとり親家庭の父母や子どもの医療費について、保険給付を受けた後の一部負担金分が助成されます。※所得制限があります ※中学校3年生まで（一部の町で高校3年生）のお子さんは、受給者証と健康保険証を医療機関等の窓口に表示することにより、無料で診察を受けられます。（子どもの医療費の窓口無料化）	お住まいの市町 (P15)
母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭が自立し、子どもが健やかに育つために、修学資金、住宅資金、生活資金などの貸付を行います。	お住まいの市町 (P15) 県健康福祉センター (P15)
JR通勤定期乗車券の割引	児童扶養手当や生活保護を受給されている場合、JR通勤定期乗車券が3割引で購入できます。	お住まいの市町 (P15)
ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業	ひとり親家庭の子どもにかかる病児・病後児保育の利用料、放課後児童クラブの利用料、高校生の通学費用(定期代)の補助を受けることができます。	お住まいの市町 (P15) (※)

(※)市町によって実施状況が異なります。詳しくはお住まいの市町にお問い合わせください。